

第 8 4 号

NPO 法人建築Gメンの会
〒206-0025
東京都多摩市永山 4-2-4-108
発行責任者: 理事長大川照夫
TEL 042-311-4110
FAX 042-311-4125
E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp
Homepage URL
<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



- 設備コラム「電気製品安全の歴史」…………… 1
- 会員投稿「改正建築士法と建築士会について」…………… 4
- 事務局からのお知らせ…………… 6



電気製品安全の歴史

文責 技術研究部会 石川 芳久

日本における電気製品を安全に製造するための制度は、逡信省(現現在の経済産業省や総務省の前身)が制定した電気用品試験規則(昭和一〇年)により始まる。

現在では経済産業省の電気用品安全法の担当課は、商務情報政策局消費經濟部製品安全課(いわゆる電気製品)と原子力安全・保安院電力安全課(電線・配線器具等)になる。

電気安全法の変遷として:

一八八六年(明治一九年)…日本初の電力会社・東京電燈が営業を開始。

一八九一年(明治二四年)…逡信省電務局に電気試験所を創設

一九一〇年(明治四三年)…松下幸之助氏が大阪電燈に一五歳で入社。

一九一六年(大正五年)…電気用品試験規則が制定され(現在の財団法人・J E T電気安全環境研究所)、逡信省電気試験所において依頼試験を開始。

一九二四年(大正一三年)…には東京電燈による個別試験を開始。翌年には型式承認試験を開始。

一九三五年(昭和一〇年)…逡信省電気用品取締規則・電気工事人取締規則を制定、製造免許制や販売規則などを制定。この年より、電線や配線器具などに加え家庭用電熱器なども含めた電気用品の取締まりが開始。この規則により、製造事業者や輸入事業者は、電気試験所での安全性試験を受ける必要が発生。

この年、電気試験所では、テレビジョン研究に要する経費の請求を行うが不成立。
一九四五年(昭和二〇年)…八月原爆投下・終戦。戦後の復興の始まり。

一九四五年一月…商工省告示第四一号より、電気機械統制会内に電気用品審査委員会が設立され、電気用品取締規則第三条の特例により、電気用品型式認定制度が実施。これ

に伴い当分の間、同委員会の認定品については、型式承認試験を必要としないことになる。電気試験所はこの委員会に協力し、戦後急増した。
一九四八年(昭和二三三年)…G H Qより、テレビ、電波伝搬の研究推進の発令。商工省外局、工業技術庁が誕生。

一九五二年(昭和二七年)…工業技術庁が工業技術院となる。戦後の復興に合わせ不良品が、消費者に渡ることを防ぐと共に安全性を確保するため。
一九六〇年(昭和三五五年)…電気工事士法が制定。

一九六一年(昭和三六年)…電気用品取締法が制定。当時、製造事業者登録者が型式承認をうけ、指定検査機関が安全性の試験を行い、合格した製品に認定のマークを表示(図1)

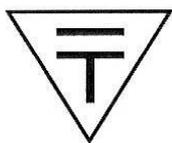


図 1

一九六五年(昭和四〇年代)に入ると、電気製品の普及率が上がるのと同時に事故が増加した。そのため電気用品取締法の対象となる製品を増やして対応した。この時に型式承認が必要な甲種電気用品(承認品のマークは図2)と、事業者で安全性を自己確認すればよい乙種電気用品(承認品のマークは図3)の二種類に分類された。

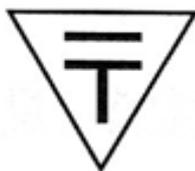


図2



図3

一九七五年(昭和五〇年)代以降も新しい製品の登場により、品目が追加。

一九八五年(昭和六〇年)代以降は、技術の進歩や安全性の確保、規制緩和などにより、甲種電気用品の中でも危険性の少ない製品は、徐々に乙種電気用品に移行された。さら

に一九九五年(平成七年)には甲種電気用品の一部(家電製品など)は、乙種電気用品に移された。そして図3のマークは廃止され、第三者認証制度(Sマーク…図4)となる。



図4
(認証機関がJETの例)

二〇〇一年(平成一三年)、法律の名前も、電気用品取締法から電気用品安全法に改称された。

原則すべての品目が自己確認となり、このうち従来甲種電気用品については第三者による技術基準適合性検査を義務付けるものとして、特定電気用品として規定され、甲種電気用品は「特定電気用品(マークは図5)」に、乙種電気用品は「特定電気用品以外の電気用品(マークは図6)」となった。



図5



図6

電気用品安全法の対象品目となる電気用品四五二品目(電線・ヒューズ・配線器具・変圧器・電熱器具・電動応用機器器具・その他の交流用電気機械器具・携帯発電機等)に関する、対象になる行為及び義務は下表のとおり。

	届出	技術基準 適合確認	適合性検査 (特定電気用品の場合)	自主検査	表示 (付する)	表示 (確認)
製造事業	要	要	要	要	可	要 (販売を伴う場合)
輸入事業	要	要	要	要	可	要 (販売を伴う場合)
販売事業 (販売のみ)	不要	不要	不要	不要	不可	要

注：それぞれの業務には条件が定められているため、詳細は法令等を参照の事

電気用品安全法の規制の流れは次のとおり。

- ・ 流通前規制
- ・ 品目指定
- ・ 届出
- ・ 技術基準・自主検査
- ・ 適合性検査・検査機関
- ・ 表示
- ・ 流通後規制
- ・ 事故等
- ・ 報告徴収・立入検査
- ・ 改善命令・表示禁止
- ・ 危険等防止命令
- ・ 罰則等など

二〇〇四年(平成一六年)に工業標準化法が改正された。

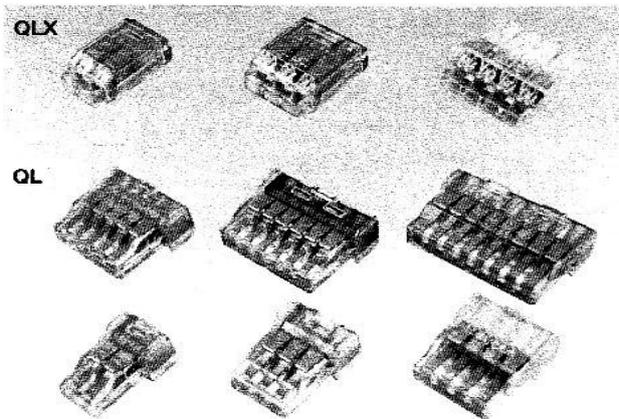
二〇〇五年(平成一七年)国による製品認証制度から民間第三者認証機関による製品認証制度に移管された。

電線の接続工法について

電線の接続工法である圧着端子接続工法は、一九五五年(昭和三〇年)に開発された。当時は銅管端子にハンダを現場で注入し導線と一体化して接続する工法であった。同

年後半から、圧着・圧縮工法が開発されたが、最初は機械での圧着から始まり後に鉛で接合した。

差し込み形コネクタは一九九二年(平成四年)に開発された。その後一九九五年(平成七年)に分離可能形のコネクタが開発された。JIS・2813適合品であり、電気用品安全法の規格にも適合している。電線を差し込むだけで、電線と電線が簡単に接続できる。(左写真、下記の規格参照)



^^参考文献^^
 経済産業省製品安全課広報文書
 経済産業省、電安法の手続文書
 産業技術総合研究所広報資料
 株式会社・ユニ製品案内
 JET資料

規 格	
■	JIS C2813 (屋内配線用差し込み形電線コネクタ) 適合品
■	都市再生機構 公共住宅建設工事共通仕様書記載
■	国土交通省電気設備工事共通仕様書記載工法
■	電気用品安全法許可品 <PS>E
■	内線規程 JEAC 許可品

書籍の紹介

「監修」当会理事長 大川照夫
 / 事務局長 中山良夫

日本一やさしい

建築基準法の学校



ナツメ社 / 定価1628円

- (目次)
- 建築基準法のどこがどう改正されたのか
 - 建築基準法の基本知識を押えておこう
 - 建築における用途・形態に関するルール
 - 建築の防火・避難の規定・設備に関するルール
 - 建築物の室内環境・安全に関するルール
 - 建築物の構造強度に関するルール
 - 建築にまつわる手続きに関するルール
 - これまでの総復習！自分の実力を知ろう
- ※お求めはお近くの書店にてお願いします。

（会員投稿）

改正建築士法と建築士会について

文責 理事 鈴木 幸司

「長年『欠陥建築』の問題に取り組んできた者として、何とか欠陥建築を事前に予防することができないかという事の結論が、『良心ある建築士が、良心的に工事監理を行うこと』に尽きるという地平に行き着いた」

「建築Gメンの会は、『心を入れ換えた建築士の会』であることを、社会に宣言します」これが私たちNPO法人建築Gメンの会の平成十二年当時の設立アピールです。この五年後いわゆる耐震偽装事件が発覚するのですが、私たちはつまりその五年も前に社会に対する警鐘を鳴らしていたわけです。

この耐震偽装事件により、信頼の失墜も含め世間一般の建築士への認知度は急速に上がりました。この事件直後はそもそも建築確認検査業務を民間に開放したのが間違いとして国の責任を問う意見が多かったわけですが、事件の一方の当事者である国によって、平成十八年に建築士法は大きく改正されること

になります。耐震偽装は建築士の個人的な犯罪だという決着でよかったのか、今回は論じませんが、この時の改正によって地方の「建築士会」という組織が揺れています。

国土交通省のホームページから「建築士法等の一部を改正する法律案について」というパンフレットを引用します。

<http://www.mlit.go.jp/common/000015729.pdf> (次ページ参照)

この「4. 団体による自立的な監督体制の確立」という項目により、建築士会はひとつの都道府県に一つだけ設立できるという縛りが外され、その一方で建築士事務所協会（以下「事務所協会」と略す）が法定化されました。そして事務所協会による欠陥住宅などの苦情解決業務が法案にうたわれることになりました。

事務所協会連合会会長の三栖邦博さん（当時）がこの法改正前に参議院国土交通委員会に呼ばれて意見を述べています。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/anganjin/165/0064/main.html>。

この第一六五回国会参議院国土交通委員会議事録第五号から全文を読むことが出来ますが、その中で三栖会長は、弁護士や会計士の団体は強制加入が前提だが…という論旨の質問に対し、

「その職業倫理というのは法でぎりぎり縛るわけにいきませんので、どうしても団体の加入義務化によってそういう職業倫理を涵養する環境をつくらなければいけません」と述べました。また、

「加入義務化に向けて加入率を上げることが非常に重要なことですが、是非、私どもとしては、これは知事指定になるわけですが、これも、事務所登録の指定機関になるべく全力を上げて取り組む所存であります」とも言っています。

つまり、耐震偽装事件を受けて、事務所協会は弁護士会や会計士の団体のような「強制加入」を目指すことを表明したわけです。

法改正でうたわれた「建築士等に対する研修の実施」は建築士会、建築士事務所協会の両方で推進することになったのですから、そのどちらか一方に加入しておけば建築士として不利益を被ることはありません。その上、事務所協会が「強制会」を目指すとするれば、建築士会に所属しているメリットは…といった何が残るのでしょうか。

建築士会というのは、時に「権力による自由なデザインへの介入に反対する」と言う非常にリベラルな団体です。私もそのスタンスは嫌いではありません。

一方の建築士事務所協会は自民党への接触を強め、「法」によってその立場を強化してきました。方法論の善悪は問うつもりはありません。どちらの団体も「自立的な監督体制を強化」して、その懲罰規定などによって建築士による犯罪を未然に防ぐべしという、今回の建築士法改正の背後にある「時代が求める要請」は一緒です。繰り返しになりますが、私たち建築Gメンの会は耐震偽装事件の五年も前にそれを提

欠陥住宅・欠陥建築で悩む人を救い、住宅検査の技術向上を目指すNPO建築Gメンの会

建築士法等の一部を改正する法律案について

建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の育成・活用、
設計・工事監理業務の適正化、建設工事の施工の適正化等を図り、

耐震偽装事件により失われた
建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復

1. 建築士の資質、能力の向上

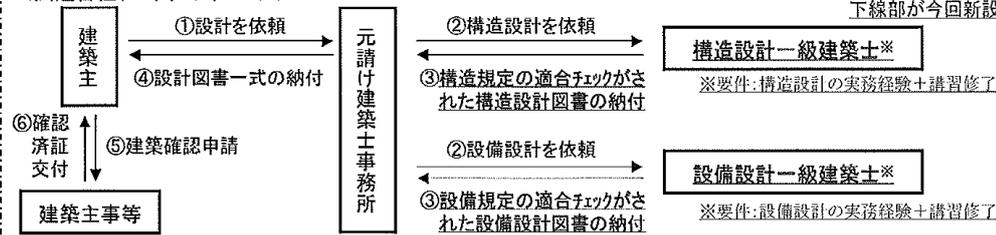
- ◆ 建築士に対する定期講習の受講義務付け(講習の実施にあたり、講習機関の登録制度を創設)
- ◆ 建築士試験の受験資格の見直し(学歴要件、実務経験要件の適正化)

2. 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

- ◆ 一定の建築物について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け

(法適合チェックがされていない場合の確認申請書の受理禁止等【建築基準法の改正】)

<法適合性チェックのイメージ>



- ◆ 小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査省略見直し(専門能力を有する建築士が設計した場合のみ省略)

3. 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

- ◆ 建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化(実務経験等の要件付加)
- ◆ 設計・工事監理契約締結前に管理建築士等による重要事項説明及び書面交付の義務付け
(工事監理の方法、報酬額、設計又は工事監理を担当する建築士の氏名等)
- ◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の建築設計等について、一括再委託を全面的に禁止
- ◆ 建築士名簿の閲覧、顔写真入り携帯用免許証の交付
(建築士、建築士事務所の登録・閲覧事務の実施にあたり、指定登録法人制度を創設)

4. 団体による自律的な監督体制の確立

- ◆ 建築士事務所協会等の法定化及び協会による苦情解決業務の実施等
- ◆ 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施

5. 建設工事の施工の適正化【建設業法の改正】

- ◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の工事について、一括下請負を全面的に禁止
- ◆ 資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合を学校・病院等の重要な民間工事に拡大
(現在は公共工事のみ)

唱してきました。そして偽装事件が「建築士個人の犯罪」に矮小化されてしまった以上、こうした法改正の流れには従わざるをえません。

問題は、この後の各都道府県の建

築士会の動きです。各都道府県の建築士会は、事務所に対抗してか、急に監督官庁からの外部理事を受入れ、「公益法人」としての生き残りを模索し始めた

のです。私の所属している「静岡県建築士会」には十七の支部があり、それぞれの地域に密着した活動をしています。その十七支部を廃止し三つの

サテライトに統合、そして会費の値上げという方針を打ち出したのですから、そこでは喧々囂々の議論が巻き起こりました。

その結果、サテライトの置かれる支部以外の「辺境」の支部は独立の動きを強めています。幸いなことに旧建築士法第二二条の二「建築士は各都道府県の区域ごとに建築士会と称する民法第三四条の規定による法人を設立する」という条文がなくなつたため「建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする建築士会」という名称を用いた「一般社団法人」を自由に設立できることになりました。地域密着型の活動をすれば、むしろ会費は値下げできるのではないとも言われています。

民主党政権は「新しい公共」というスローガンを掲げ、「公共」を国や自治体のみが担うのではなく、民間のボランティアやNPOが分担することで、歳出削減と社会福祉の

両立を目指す方針です。だとすると各省庁の天下り先となっている「公益法人」という団体自体が時代遅れになって行くような気がします。

あなたの町の「建築士会」は大丈夫ですか？



イベントや相談会などを通じて、広く配布している当会オリジナルシール。「リフォームの訪問販売が来なくなった」などの声が寄せられています。

事務局からのお知らせ

□イベントのご案内

二〇一〇年度 定例総会等のご案内

総会

▼日時：5月22日(土)

13時30分～17時

▼会場：五反田駅前会議室

▼住所：東京都品川区西五反田1-

2-9 アリアル五反田駅前ビル

▼交通：JR山手線「五反田」駅

西口徒歩1分、都営地下鉄

「五反田」駅A1出口30秒

懇親会

▼日時：5月22日(土) 18時～20時

▼会場：ゆうぽうと

▼住所：東京都品川区

西五反田8-4-13

▼交通：都営地下鉄・JR「五反田

駅」西口徒歩5分、東急池

上線「大崎広小路駅」徒歩

1分

※宿泊施設：ゆうぽうと

当会活動に関する意見交換会

▼日時：5月23日(日) 10時～12時

▼会場：南部労政会館

▼住所：東京都品川区大崎1-11-1

ゲートシティ大崎ウエス

トタワー2階 南部労政

会館第四会議室

▼交通：JR大崎駅前 新東口より

徒歩3分

□業務了後アンケートから

事務局では、調査業務完了後にご依頼いただいた方へアンケートのご協力をお願いしています。ご回答を頂いた中から一部をご紹介します。

建物の竣工調査を

ご依頼の方からのご回答

急な申し出にも関わらず親切に対応いただけて心強かったです。またハウスメーカー側とも交渉しやすくアドバイスクださり助かりました。初めてでおそらく最後になる注文でのマイホームですが安心して住むことができそうです。昨今の建築に対する不信感の中、貴会のような活動はもっと広く認知されるべき

だと思えます。今後、マイホームを取得しようとする友人知人がいれば是非紹介したいと思いました。(神奈川県在住の方から)

編集後記

改正建築士法と今後のNPO税制について調べているうちに、民主党の「市民公益性税制プロジェクトチーム」の人たちと話をする機会がありました。「NPO」という名称を使った団体が、雨後の竹の子のように現れては消えて行きましたが、政府の役割を小さくし「新しい公共」を託すには、こうしたNPO間のレベルの差があまりにも大きすぎること。今後は「認定NPO法人」を選別し、きちんと育てて行きたいと考えているようでした。平成二三年度税制改正に向けて、NPO法人建築Gメンの会もきちんと対応する必要があります。

(K・S)

